

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第158号

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1中

500	円
250	

を

600	円
300	

に改める。

別表第2 1備考以外の部分中

5,600
1,100
1,100

を

「

6,500
1,300
1,300

に、「2,200」を「2,500」に、「150」を

「200」に、

1,100
300
1,100

を

1,300
400
1,300

に、

「500」を「600」に、

300

を

400

に改め、同表2備考以外の部分中

1,400

1,200

1,100

700

1,400

4,500

3,300

1,400

1,700

1,500

1,400

900

1,700

5,600

4,100

1,700

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)